

承認第 3 号

専決処分の承認を求めることについて

平成30年度おいらせ町一般会計補正予算（第5号）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成31年3月7日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

専決第 1 号

平成30年度おいらせ町一般会計補正予算（第5号）について

平成30年度おいらせ町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ35,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,876,032千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成31年 1 月 2 3 日 専決

おいらせ町長 成 田 隆

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
18 繰入金		508,022	35,000	543,022
	2 基金繰入金	492,865	35,000	527,865
歳入	合計	9,841,032	35,000	9,876,032

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
8 土木費		1,393,147	35,000	1,428,147
	2 道路橋りょう費	493,513	35,000	528,513
歳 出	合 計	9,841,032	35,000	9,876,032